

預金口座の売買・譲渡は「犯罪」です！！

預金口座の売買・譲渡は決して行わないでください。

「改正犯罪収益移転防止法」により、下記の行為は禁止されております。

1. 他人になりすまして口座を利用すべく通帳、キャッシュカード等を譲り受ける。
2. 上記 1. の事情を知りながら、通帳、キャッシュカード等を譲り渡す。
3. 正当な理由なく有償で通帳、キャッシュカード等の譲り受け、譲り渡しをする。
また、インターネット上などに売買の広告を載せることも禁止されています。

※ 違反した場合は、1 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金が科せられます。

※ 「業」としてこれらを行った場合は、3 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金が科せられます。

以上

令和 7 年 10 月 1 日